

こうふ医療・介護情報の掲載内容を以下のとおり変更します（令和8年8月更新）

※1 介護保険法施行令の一部改正により、令和8年度（令和8年8月1日～）の保険給付に係る所得区分・保険料算定基準が 80万円から82万6,500円に見直されました。

P30 ●所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

居住費・食費の自己負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階	所得の状況	居住費（滞在費）				食費
		ユニット型 個室	ユニット型 個室多床室	従来型 個室	多床室	施設
1	生活保護受給者の方等	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円
	老齢福祉年金受給者の方					
2	前年の合計所得金額+年金収入額が82万6,500円（※1）以下の方	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円 【600円】
3-①	前年の合計所得金額+年金収入額が82万6,500円超（※1）120万円以下の方	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	680円 【1,030円】
3-②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	1,470円	1,470円	1,470円 (980円)	530円	1,420円 【1,360円】

※預貯金等の資産の状況の変更はありません。

P31 ●自己負担が高額になったときの負担軽減

自己負担の限度額（月額）

区分	限度額
課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）以上の方	140,100 円（世帯）
課税所得 380 万円以上 690 万円未満 （年収約 770 万円以上約 1,160 万円未満）の方	93,000 円（世帯）
住民税課税世帯で課税所得 380 万円（年収約 770 万円）未満の方	44,400 円（世帯）
世帯全員が住民税非課税	24,600 円（世帯）
・ 老齢福祉年金受給者の方	24,600 円（世帯）
・ 前年の合計所得金額+課税年金収入額が826,500円（※1）以下の方等	15,000 円（個人）
生活保護受給者の方等	15,000 円（個人）

裏面もご覧ください。

※1 介護保険法施行令の一部改正により、令和8年度の保険給付に係る所得区分・保険料算定基準が80万円から82万6,500円に見直されました。

P33

あなたの介護保険料を確認しましょう

● 所得段階別介護保険料

所得段階	対象となる方	
第1段階	・生活保護を受けている方 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方	
	世帯全員が	82万6,500円(※1)以下の方
第2段階	市民税非課税で 前年の公的年金等収入額と	82万6,500円(※1)超 120万円以下の方
第3段階	それ以外の合計所得金額の合計が	120万円超の方
第4段階	市民税課税者がいる世帯で、 本人が市民税非課税で前年の	82万6,500円(※1)以下の方
第5段階	公的年金等収入額と それ以外の合計所得金額の合計が	82万6,500円(※1)超の方

★合計所得金額

令和8年度介護保険料に限っては、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている場合で、給与等の収入金額が55万1,000円以上190万円未満の人は、令和7年度税制改正による給与所得控除の引上げ分を合計所得金額に加算します。

★令和8年度介護保険料の市民税課税・非課税の判定について

令和8年度介護保険料に限っては、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている場合で、給与等の収入金額が55万1,000円以上190万円未満の人は、住民税課税・非課税の判定において税制改正前と同様の判定となるよう調整します。そのため、令和8年度で税法上は住民税非課税となった場合でも、介護保険料に関しては住民税課税とみなす場合があります。

P5・P6・P7・P9・P22・P23・P38に記載の「介護予防・生活支援サービス事業」が

「サービス・活動事業」に変更になりました。

P23 自己負担のめやす(1か月あたり ※自己負担が1割の場合)の金額が変更になりました。

・訪問介護(ホームヘルプ) 週1回利用 1,173円 ⇒ 週1回利用 1,201円

・通所介護(デイサービス) 週1回利用 1,823円 ⇒ 週1回利用 1,824円

P23 サービス・活動事業に、令和8年1月より、以下の事業が追加されました。

いきいき買い物(生きがい)リハビリ事業

自宅からスーパーマーケット等へ送迎し、軽運動と歩行運動・買い物を行うことで、身体・認知機能の向上等を目指します。

自己負担のめやす(1か月あたり) ※自己負担が1割の場合

週1回利用 1,277円

P25・P27・P37・裏表紙に記載の「健康政策課(医療介護支援係)」が

「地域包括支援課(地域包括支援係)」に変更になりました。 ※電話番号は変更ありません。

P36・67・裏表紙に記載の甲府市中央地域包括支援センター(中央ほうかつ)の所在地が

「宝1-10-5 甲府共立診療所1階」に変更になりました。 ※電話番号は変更ありません。

P67・89に記載の中央ほうかつのマップ番号が「1」から「12・121」に変更になりました。